

下村教育財団奨学金 2020 年度募集要項

本奨学金の趣旨

経済的事由により高等教育機関への就学が困難な者であり且つ美容業界の発展に従事したい者に奨学金を支給し、将来社会に有為な人材を育成・支援しようとするものです。

本奨学金の特色

1. この奨学金の返還義務はありません。
2. 他の奨学金制度への併願又は既に利用している方も応募いただけます。

1 応募資格

以下の（１）～（４）のすべてに該当する者。

- （１）美容に関わる知識・技術取得意欲が旺盛であり、学業優秀かつ品行方正であること。
- （２）経済的な理由により美容に関わりのある高等教育機関への就学等が困難であること。
若しくは地理的な理由により一人暮らしせざるを得ないこと。
- （３）就学状況及び生活状況について適宜報告できること。
- （４）全日制高校３年生（翌年進学予定の者）

2 公募期間

2020 年 4 月 20 日（月）～同年 6 月 19 日（金）（必着）

3 支給の金額

種別	年額
第 1 種	100 万円
第 2 種	50 万円
第 3 種	30 万円
第 4 種	20 万円
第 5 種	10 万円

4 支給

年 1 回（基本的に 2 年間の支給です。）

5 応募手続

（１）応募書類

以下の書類を郵送してください。

- | | |
|-------------|------------------|
| ①奨学生・顕彰者申請書 | ⑤個人情報取り扱いに関する同意書 |
| ②在学証明書 | ⑥小論文 |
| ③成績証明書 | ⑦所得を証明する書類 |
| ④学校長による推薦書 | ⑧申請時チェックリスト |

各準備書類の詳細に関しては当財団ホームページ掲載の「応募書類の手引き」をご確認ください。

※①、④、⑤、⑧の様式は当財団ホームページからダウンロードしてください。

一般財団法人下村教育財団 HP：<https://shimomurafoundation.org>

（２）応募方法

応募書類一式を当財団宛に郵送してください（2020 年 6 月 19 日（金）必着）。

※直接の持参は受け付けておりません

（３）応募・問い合わせ先

一般財団法人下村教育財団 事務局

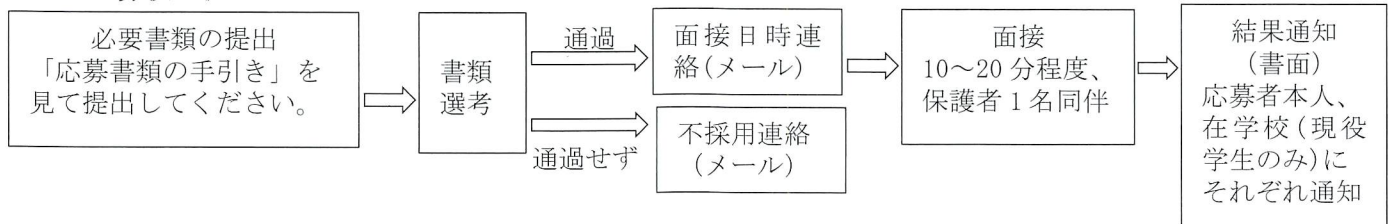
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-10-2 12F

TEL：03-5950-1255 FAX：03-6757-6506 Mail：info@shimomurafoundation.org

6 選考方法

- ・選考委員による書類審査、面接
- ・2020年度面接日(予定): 東京会場 2020年7月27日(月)、大阪会場 同年7月31日(金)
※日時は変更となる場合がございます。面接対象者には応募後に別途日程連絡がございますので、必ずご確認ください。
- ※面接会場への交通費は自己負担となります。
- ・選考の経過及び決定の理由については公表いたしません。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

7 応募後の流れ



8 奨学金の支給

- ・本人名義の指定口座への振込みとします。
※手数料は当財団が負担します。
- ・お振込みは、当財団奨学金採用者が進路をご決定された後、当年度内に支給予定です。

9 報告義務

奨学生となった方には、毎年一回、学校が発行する在学証明書・成績証明書を提出いただきます。
また、必要に応じて就学状況・生活状況について確認することがあります。

10 奨学金の停止、打ち切り、又は返還事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の停止、打ち切り、又は返還となることがあります。

1. 相当な理由なく休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき
2. 退学したとき、又は転学したとき
3. 原級にとどまったとき、又は正規の最短修業年限で成業の見込がなくなったとき
4. 学業成績、又は性行が不良となったとき
5. 負傷、疾病などのため成業の見込がなくなったとき
6. 奨学生として適当でない事実があったとき、又は処分を受け学籍を失ったとき
7. 奨学生を必要としない事由が生じたとき
8. 奨学生としての報告義務を怠ったとき、又は連絡が取れなくなったとき
9. 偽りの申請、その他不正な手段によって支給を受けたとき
10. その他、学生としての資格を失ったとき

11 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、本奨学金事業に係る目的にのみ使用いたします。

以上